

令和5年度 LED 防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のLED防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。令和5年度も引き続きLED防犯灯の新規設置、維持管理等を行ってまいりますので御協力をお願いします。

お知らせ LED 防犯灯新設の申請について

1 令和5年度のLED防犯灯の整備予定数について

- (1) 電柱へのLED防犯灯の新設・・・全市約180灯（令和4年度全市約300灯）
- (2) 鋼管ポールLED防犯灯の新設・・・全市約18灯（令和4年度一時休止）

2 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、添付の申請書及び防犯灯地図に必要事項をご記入の上、**令和5年5月31日(水)までに**港北区役所地域振興課に郵送、Eメールまたは持参にて御提出ください。

3 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。特に、鋼管ポールLED防犯灯は、基礎工事等が必要で場所の変更が容易にできませんので、御理解ください。
- (3) 鋼管ポールLED防犯灯の申請は、設置できる電柱がない等の理由により、やむを得ない場合となります。

※ 申請場所は「横浜市防犯灯設置基準」に基づいて選定します。裏面の「横浜市防犯灯設置基準」（抜粋）を参考としてください。

4 その他の注意点について

申請場所が「横浜市防犯灯設置基準」を満たしていても、次の場合は、設置することができません。

- ・ 鋼管ポールLED防犯灯については、設置する場所の地下に下水管や水道管、ガス管などの地下埋設物や擁壁の基礎などがある場合
- ・ 防犯灯に電気を供給できる電源が遠い場合 など

＜横浜市防犯灯設置基準＞（抜粋）

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

皆様からの全ての要望にお応えすることができない場合がございます。何卒御理解くださいますようお願いいたします。

【注】この事業は、令和 5 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

お願い 1 LED防犯灯の見守りへの御協力について

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等の日常の見守りは、自治会町内会の皆様をお願いしております。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、下記の連絡先までご連絡ください。**

港北区地域振興課 電話045-540-2235

(市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709)







***お知らせいただきたいこと**

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。)
- ② 電柱番号(電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください)
- ③ 住所及び目標物
- ④ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等)
- ⑤ 不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

*防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

*鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(電話:0120-995-007、※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料))に御連絡ください。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。</p> 
 	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

<コラム1 LED 防犯灯事業の現状>

～灯具の耐用年数を超過した防犯灯が増えています～

平成 21～23 年度に設置した LED 防犯灯は、10 年とされている耐用年数を超過して使用しており、維持管理への対応に注力しています。



お願い2 鋼管ポール防犯灯の撤去、建替えへの御協力について

著しく劣化した鋼管ポールは、撤去、建替えを行います。

撤去、建替えの実施には近隣にお住いの方の御理解、御協力が必要となります。近隣にお住いの皆様から御理解、御協力を得るために、自治会町内会のお力をお借りし、御協力をお願いします。具体的な対応については個別にお願いさせていただきます。

- (1) 対象となる鋼管ポールの選定は、市民局地域防犯支援課が行います。
- (2) 付近に電柱がある場合は、ポールを撤去し、灯具を電柱へ移設します。
建替えは付近に電柱がない場合に限られます。
- (3) 建替えの際には、横浜市の仕様に則り、鋼管ポール基礎の直径 50cm のものを設置します。その結果、従前の鋼管ポールと同じ場所に設置することができない場合もあります。このような場合は自治会町内会と協力し、新たな設置場所を検討します。
- (4) 設置可能な場所が見つからなかった場合や、近隣にお住いの皆様の合意が得られなかった場合は、撤去のみとなることもございますので、御了承ください。

<コラム2 LED 防犯灯事業の現状>

～鋼管ポールの中には経時劣化により建て替えが必要なものも増えています～

自治会町内会から移管した鋼管ポール防犯灯は設置の時期や工法が一樣ではなく、中には著しく劣化したものもあります。倒壊による被害を生じさせないように、計画的な建替えを実施しています。



お願い3 LED 防犯灯移設の御検討について

地域の安全で安心な環境づくりに重要な役割を担っている防犯灯ですが、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場合などについては、明かりが必要な場所に移設することを御検討いただくようお願いいたします。

移設の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

- (1) 移設先は横浜市防犯灯設置基準を満たしている電柱に限ります。
(鋼管ポール防犯灯の移設（抜いて刺しなおす）はできません。)
- (2) 移設の費用は、横浜市が負担します。

お願い4 自治会町内会管理の防犯灯のLED化の御検討について

蛍光灯防犯灯を所有管理している自治会町内会様におかれましては、蛍光管の交換が不要で、電気代も節約できるLED防犯灯への交換について、脱温暖化対策とSDGsの観点からも御検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

(参考)1灯当たりの年間電気代（令和4年度）

22W蛍光灯：約4,667円 ⇒ 10WLED灯：約1,901円 ※約60%削減

お願い5 LED 防犯灯寄附の御検討について

自治会町内会や宅地開発事業者の皆様が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する際、事前に横浜市と協議し、その防犯灯を横浜市へ寄附することにより、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市で対応することが可能な場合があります。

横浜市LED防犯灯仕様及び横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となりますので、寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支課までお問い合わせ、御相談ください。

< 港北区担当・お問合せ先 >

担 当：港北区役所地域振興課 小松・黒河

住所：〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1

電話：5 4 0 - 2 2 3 5

F A X：5 4 0 - 2 2 4 5

E-mail：ko-bouhan@city.yokohama.jp

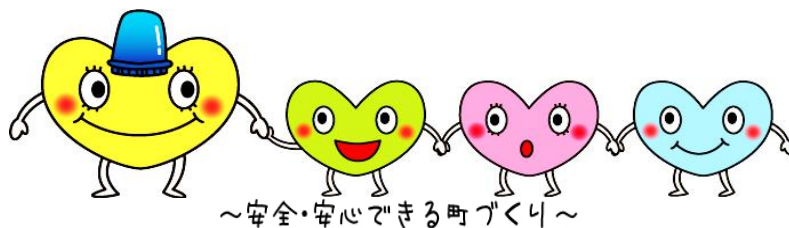
< 寄付制度等 お問合せ先 >

市民局地域防犯支援課防犯灯担当

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

令和5年度 電柱へのLED防犯灯の新設 申請の手引



地域のこころでみんなを守ろう

令和5年3月

問合せ先：横浜市市民局 地域防犯支援課

電話番号：671-3709

F A X : 664-0734

提出先：港北区役所 地域振興課

住所：港北区大豆戸町 26-1

電話番号：540-2235

※F A Xでの提出はできません。必ず原本を御提出ください。

この事業は、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

1 LED防犯灯設置事業について

1 申請について

【申請】＜電柱へのLED防犯灯の新設＞

夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を図るために、多くの地域の方が通行する公衆の用に供する道路を照明する場所で周囲に明かりが無く、「横浜市防犯灯設置基準」を満たしている東電柱またはN T T柱がある場所にLED防犯灯を設置します。

＜設置基準により対象外となる例＞

マンション敷地内を照明するもの／公園内を照明するもの／子どもの遊び場内を照明するもの／神社仏閣の敷地内・参道を照明するもの／駐車場内の照明／自治会町内会館の敷地内を照明するもの／民家敷地（庭等）を照明するもの／その他、道路ではない場所を照明するもの 等

2 スケジュール

申請書の提出期限（区役所地域振興課）提出期限内に早めにご提出ください.....	5月31日（水）まで
審査・調査期間 ・お問い合わせの連絡をさせていただくことがあります・	5月～1月（予定）
施 工 期 間	10月～2月（予定）

新設場所に選定された場合には、順次、工事業者から自治会町内会（申請書に記載された代表者または連絡者）に工事日程等について連絡します。

選定から漏れた理由について、次年度の申請有無、申請の優先順位の御検討等のためにお知りになりたい場合は、恐れ入りますが、令和6年2月以降に市民局地域防犯支援課までお問合せください。

3 申請者

自治会町内会長 または 連自治会町内会長

4 書類提出期限・提出先・問合せ先

提出期限：令和5年5月31日(水) 必着

(設置工事期間が限られているため、必ず期限内に提出してください。)

提出先：区役所地域振興課 ※手引き表紙に連絡先等記載しています。

問合せ先：市民局地域防犯支援課 TEL：671-3709

5 提出書類

申請1か所につき、下記の申請書が必要となります。

複数の申請がある場合、1か所ごとに、書類を御提出いただくことになります。

<下記①から③までは必須>

①令和5年度LED防犯灯新設申請書(電柱)【提出書類1】

②防犯灯地図

※新しい防犯灯地図を区役所地域振興課で受け取ってください。

③設置場所の写真

<申請場所が私道又は私有地の場合には下記④も必要>

④防犯灯設置承諾書【提出書類2】

※私道・私有地の場合、土地の所有者の設置承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

※記載いただいた優先順位の高い順番で、必ずしも設置ができるという訳ではございません。

II LED防犯灯を新設する際の注意点

＜電柱への新設の注意点＞

LED防犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べて、眩しさを感じやすい照明です。

家屋に近接したところに設置を希望する場合は、リビング、寝室、玄関などに光が差し込むことがございますので、必ず近隣にお住まいの方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

また、田畑がある場所に設置するような場合も、野菜や庭の植物等に影響を及ぼす可能性がありますので、耕作者等への御確認をお願いいたします。

後に、トラブルの原因になることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

＜場所の選定について＞

- (1) 東電柱及びNTT柱が設置の対象になります。申請先に、東電柱及びNTT柱の両方がある場合には、東電柱を優先してください。
- (2) 他の屋外照明との距離がおおむね25m以上ある場所を選定してください。
- (3) LED防犯灯は、原則地上から4.5m以上の高さの位置に設置します。
- (4) 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所には設置できません。
- (5) 申請場所は、原則として、申請を行う自治会町内会の区域内となります。自治会町内会が構成されていない空白地など、区域外への設置を申請される場合は、申請した防犯灯の日常の見守りをお願いします。
- (6) 樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、土地所有者等により樹木の剪定をしていただく必要があります。

＜その他＞

- (1) LED防犯灯の設置については、次のような問題が生じる恐れがあります。
 - ア リビング、寝室、玄関などに光が差し込み、気になることがある。
 - イ 野菜や庭の植物に影響を及ぼすおそれがある。
- (2) 設置基準を満たしていても、施工上の問題で設置できない場合があります。あらかじめ御了承ください。

(例) 電柱に看板などの工作物や電線などの障害物などがあり、LED防犯灯を設置するスペースがない場合
- (3) 灯具が設置されてから通電するまでに要する期間は、1か月～2か月程度が目安です。しかし、東電柱の支線柱やNTT柱などで電力線が敷設されていない電柱の場合は、この期間が数か月に及ぶ場合もあります。

III 記入見本

1 令和5年度 LED防犯灯新設申請書（電柱）【提出書類1】

令和5年度LED防犯灯新設申請書（電柱）

令和5年 月 日

申請書を記入した日付です。

審査・調査の参考に
しますので、記載を
お願いします。

代表者と連絡先
が同一の場合は
記入不要です。

治会町内会名：

優先順位

位

代表者住所：横浜市 区

代表者氏名：

代表者電話番号： - -

昼間に連絡のとれる
電話番号を記入してください。

連絡者氏名：

連絡者電話番号： - -

1 電柱へのLED防犯灯の設置について、次の場所に申請をします。

【電柱番号について】

東京電力、NTTの番号が両方ある場合は両方とも記入してください。（あるものを○で囲ってください。）
電柱に番号がない場合は、「電柱番号なし」と記入してください。

電柱番号	(例：東電柱の場合「横浜123」・NTT柱の場合「関内支R7/8」など)	
電柱の場所	公道上	私道 または私有地

【電柱の場所について】

電柱が建っている場所として該当する方へ○を記入してください。

周囲に屋外照明灯が無い	<input type="checkbox"/>
その他（具体的に記入してください） 理由	<input type="checkbox"/>

該当する項目に○を記入してください。
具体的な理由がある場合は、その旨、記入してください。

2 申請に当たっての必要書類の確認（確認したうえ○をつけてください。）

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	区連会資料、新設申請の手引き及び令和5年度新設工事について（お知らせ）の内容を確認しています。

申請1か所につき、
申請書を一式御提出ください。
ボールペン等で記入してください。

指定の資料の内容を御確認いただいた上、○を記入してください。

3 防犯灯設置承諾書【提出書類2】

「私道または私有地」に○をした場合は必ず添付してください。公道上への申請の場合は不要です。

4 防犯灯地図

防犯灯地図に申請場所を記入の上、必ず添付してください。

5 申請場所写真

（設置場所を特定し、誤設置を防止するため、写真添付をお願いします。）

- ・ 枠内に上から貼り付けてください。
- ・ 縦写真でも横写真でもどちらでも構いません。
- ・ 別紙に添付したものでも構いません。

設置場所の特定のため、
写真の貼付をお願いします。



- ・ 周囲の風景と申請対象と一緒に写るように撮影してください。
- ・ 「電柱へLED防犯灯を新設」する場合は電柱の根元が見えるように撮影してください。

◎ 提出前に必ず御確認くださいようお願いします。

- ・ この申請により設置されたLED防犯灯について、自治会町内会で日常の見守り（故障の発見、連絡及び繁茂した草木の除去等）を行っていただきます。
- ・ 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所には設置できません。

【申請締切】令和5年5月31日（水）必着でお願いします。

【提出場所】港北区役所 地域振興課 電話番号 045-540-2235

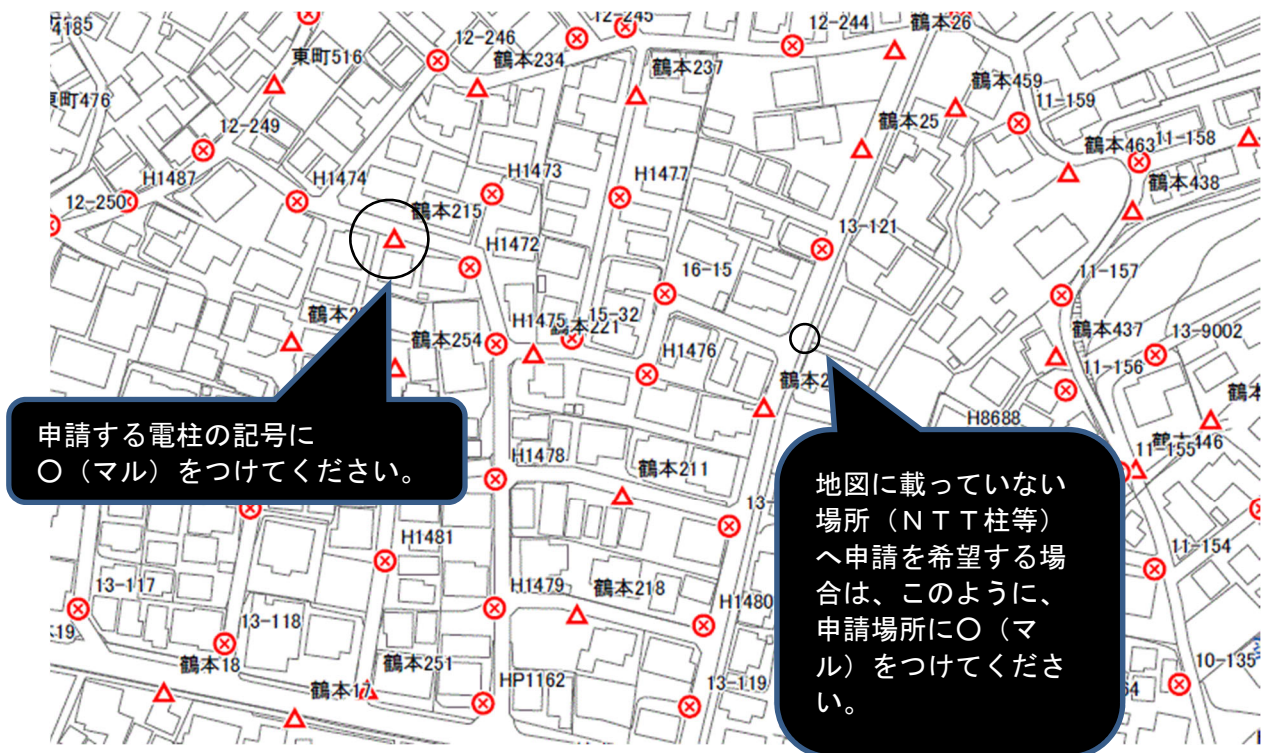
【問合せ先】市民局 地域防犯支援課 電話番号 045-671-3709

2 「防犯灯地図」の記入方法

(1) 地図の見方



(2) 記入方法



※ この地図は防犯灯の申請以外の目的で使用することはできません。ご注意ください。
この地図には、NTTのみが使用しているNTT単独柱は記載されていません。

3 防犯灯設置承諾書【提出書類2】

<p>自治会町内会名 〇〇自治会</p> <p>自治会町内会名を記入してください。</p> <p style="text-align: center;">防犯灯設置承諾書</p> <p style="text-align: right;">記入日 令和 月 日</p> <p>横浜市長</p> <p>土地の所有者が記入、押印してください。 ※自署した場合は押印を省略できます。 ※スタンプ印は無効です。</p> <p>設置を行う土地の住所を記入してください。なお住所は、「LED防犯灯新設申請書(電柱)」で記入した住所と同様となります。</p> <p>承諾する土地 横浜市△△区□□</p> <p>承諾する柱 <u>東電柱</u> ・ N T T 柱</p> <p style="text-align: center;">該当する柱に○を記入してください。</p> <p><small>※ボールペン等で記入してください。 ※土地所有者が法人の場合は、法人住所、法人名、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印してください。</small></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">提出書類 2</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※市役所記入欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区名</td> <td style="text-align: center;">区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">整理番号</td> <td style="text-align: center;">- - /</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">承諾書を記入した日付です。</p>	提出書類 2		※市役所記入欄		区名	区	整理番号	- - /
提出書類 2									
※市役所記入欄									
区名	区								
整理番号	- - /								



東京電力も使用しているNTT柱

電柱の所有者の見分け方は次のとおりです。

(1) プレートが1枚ついている場合

プレートを付けている会社が電柱の所有者となります。

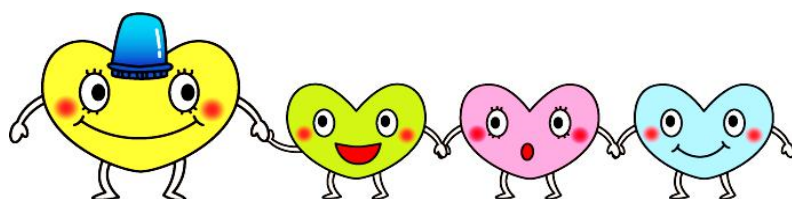
(2) プレートが2枚ついている場合

下側に付いているプレートの会社が電柱所有者となります。

(3) プレートがついていない場合

プレートがついていない電柱へ申請される場合は、市民局で所有者を調べますので、具体的な場所(住所)等をお知らせください。

令和5年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設 申請の手引



～安全・安心できる町づくり～

地域のこころでみんなを守ろう

令和5年3月

問合せ先：横浜市市民局 地域防犯支援課

電話番号：671-3709

F A X : 664-0734

提出先：港北区役所 地域振興課

住所：港北区大豆戸町26-1

電話番号：540-2235

※F A Xでの提出はできません。必ず原本を御提出ください。

この事業は、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

1 LED防犯灯設置事業について

1 申請について

この手引で申請できる内容は、「鋼管ポールLED防犯灯の新設」のみです。鋼管ポールの建替の申請はできません。

また、夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を図るために、多くの地域の方が通行する公衆の用に供する道路を照明する場所で、周囲に明かりや電柱が無く、「横浜市防犯灯設置基準」を満たしている場所に設置します。

＜設置基準により対象外となる例＞

マンション等敷地内の照明／公園内の照明／子どもの遊び場内の照明／神社仏閣の敷地内・参道の照明／自治会町内会館の敷地内の照明／民家の敷地（庭等）の照明／駐車場内の照明／その他、道路ではない場所の照明 等

2 スケジュール

申請書の提出期限（区役所地域振興課）提出期限内に早めにご提出ください.....	5月31日（水）まで
審査・調査期間 ・お問い合わせの連絡をさせていただくことがあります・	5月～1月（予定）
施工期間	10月～2月（予定）

新設場所に選定された場合には、順次、工事業者から自治会町内会（申請書に記載された代表者または連絡者）に工事日程等について連絡します。

選定から漏れた理由について、次年度の申請有無、申請の優先順位の御検討等のためにお知りになりたい場合は、恐れ入りますが、令和6年2月以降に市民局地域防犯支援課までお問合せください。

3 申請者

自治会町内会長 または 連自治会町内会長

4 書類提出期限・提出先・問合せ先

提出期限：令和5年5月31日（水） 必着

提出先：区役所地域振興課 ※手引き表紙に連絡先等記載しています。
問合せ先：市民局地域防犯支援課 TEL：671-3709

5 提出書類

申請1か所につき、下記の申請書が必要となります。

複数の申請がある場合、1か所ごとに、書類を御提出いただくことになります。

<下記①から③までは必須>

①令和5年度鋼管ポールLED防犯灯新設申請書【提出書類1】

②防犯灯地図

※ 新しい防犯灯地図を区役所地域振興課で受け取ってください。

③設置場所の写真

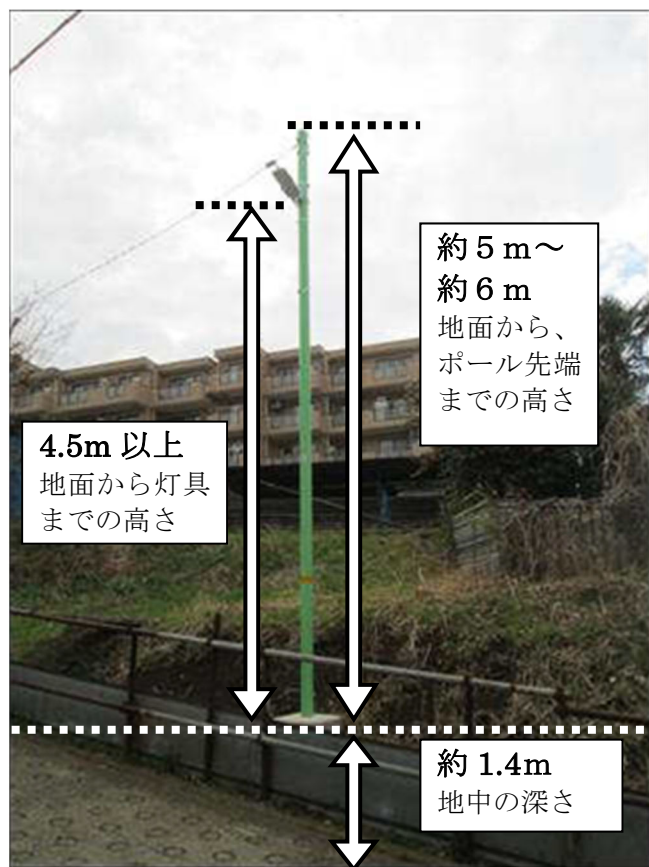
<申請場所が私道又は私有地の場合には下記④も必要>

④鋼管ポールLED防犯灯設置承諾書【提出書類2】

※私道・私有地の場合、土地の所有者の設置承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

※記載いただいた優先順位の高い順番で、必ずしも設置ができるという訳ではございません。

6 鋼管ポールLED防犯灯の仕様について



鋼管ポールの高さについて



鋼管ポール設置工事の様子

鋼管ポールを設置するためには、縦70cm、横70cm、深さ140cm程度のスペースが必要で、掘ったスペースのおおむね中央に設置します。申請にあたっては、スペースの有無や交通への支障などをご検討願います。

II LED防犯灯を新設する際の注意点

<LED 防犯灯新設の注意点>

LED防犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べて、眩しさを感じやすい照明です。

家屋に近接したところに設置を希望する場合は、リビング、寝室、玄関などに光が差し込むことがございますので、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

また、田畑がある場所に設置するような場合も、野菜や庭の植物等に影響を及ぼす可能性がありますので、耕作者等への御確認をお願いいたします。

後に、トラブルの原因になることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

<場所の選定について>

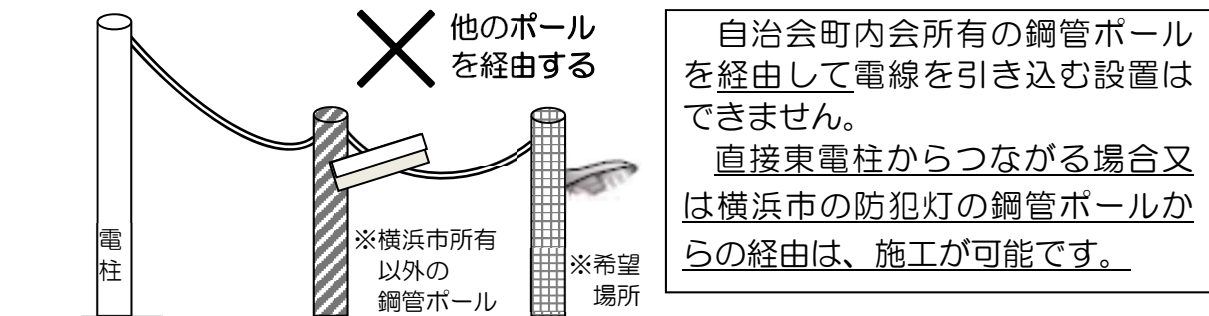
- (1) 公道上への設置を原則とします。ただし、「公道上へ設置すると通行に支障が発生する」などの場合には、土地所有者の承諾が得られたときは、私有地（私道を含む）に設置することも可能です。
- (2) 他の屋外照明との距離がおおむね 25m 以上ある場所を選定してください。
ただし、電柱から鋼管ポールに直接電線を接続することができる距離が約 23m 程度であるため、接続条件によっては、設置ができない場合もあります。
- (3) 鋼管ポールと鋼管ポールは、道路を横断して接続できません（車両の通行の妨げとなります）。
- (4) LED防犯灯は、原則地上から 4.5m 以上の高さの位置に設置します。
- (5) 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路などの特定の人しか利用しない場所には設置できません。
- (6) 申請場所は、原則として、申請を行う自治会町内会の区域内となります。自治会町内会が構成されていない空白地など、区域外への設置を申請される場合は、申請した防犯灯の日常の見守りをお願いいたします。
- (7) 樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、土地所有者等により樹木の剪定をしていただく必要があります。

<その他>

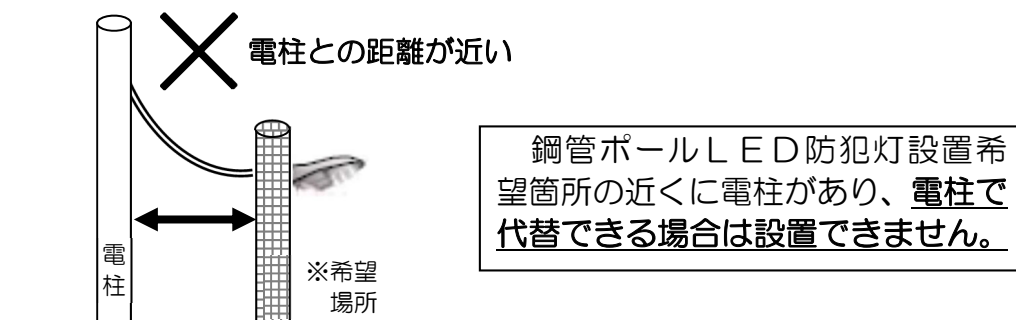
- (1) 設置基準を満たしていても、施工上の問題で設置できない場合があります。あらかじめ御了承ください。
(例) 設置する場所の地下に下水管や水道管、ガス管などの埋設物や擁壁の基礎などがある場合、設置することはできません。
また、電気を供給できる電源が遠い場合、希望の場所に設置ができない場合があります。
- (2) 灯具が設置されてから通電するまでに要する期間は、1 か月～2 か月程度が目安です。しかし、東電柱の支線柱や N T T 柱などで電力線が敷設されていない電柱からの引き込みの場合は、この期間が数か月に及び場合があります。

III 設置できない例

(1) 自治会町内会所有の鋼管ポールを経由する場合

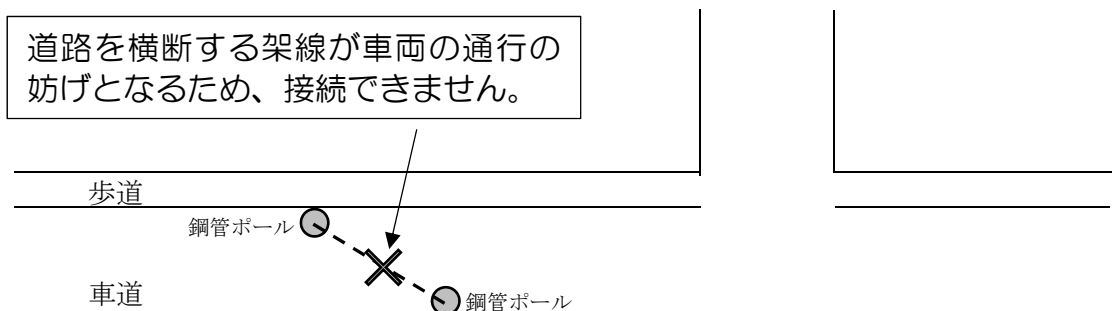


(2) 電柱との距離が近い場合



(3) その他

- ア 縦70cm×横70cm×深さ140cmの基礎のスペースが確保できない場合や
鋼管ポールの建柱位置が歩道の中央になる等交通の妨げとなる場合
- イ 地下埋設物（擁壁等の基礎、水道管等）や樹木の根等の障害物がある場合
- ウ 道路掘削規制がある場合（公道上）
⇒道路掘削規制については、各区土木事務所にご確認ください。
- エ 鋼管ポールを接続させる際に、道路を横断する場合



IV 記入見本

1 令和5年度鋼管ポールLED防犯灯新設申請書【提出書類1】

令和5年度鋼管ポールLED防犯灯新設申請書

記入日

申請書を記入した日付です。

令和5年 月 日

横浜市長

審査・調査の参考にします
ので記載をお願いします。

自治会町内会名：

代表者住所：横浜市 区

代表者氏名：

代表者電話番号：

優先順位

位

連絡者氏名：

連絡者電話番号：

代表者と連絡先が同一の
場合は記入不要です。

屋間に連絡のとれる
電話番号を記入してください。

1 鋼管ポールLED防犯灯の設置について、

(1) 申請内容

(該当するものを○で囲み、住所、引き込み電柱番号を記入してください。)

住所	区
設置場所 区分	公道上 私道 または私有地
引き込み 電柱番号	

(2) 状況 (該当する欄に○をつけ 防犯灯へ電線を引き込む電柱番号を記入してください。)

チェック欄	項目
	周囲に屋外照明灯が無い
	周囲に防犯灯を設置できる電柱が無い
	その他 (具体的な理由を記入してください)

該当する項目に○を記入してください。
具体的な理由がある場合は、その旨、記入してください。

2 申請に当たっての必要書類の確認 (確認したつえ○をつけてください。)

チェック欄	項目
	区連会資料、新設申請の手引き及び令和5年度新設工事について (お知らせ) の内容を確認しています。

申請1か所につき、
申請書を一式御提出ください。
ボールペン等で記入してください。

指定の資料の内容を御確認いただいた上、○を記入してください。

表紙付

3 鋼管ポールLED防犯灯設置承諾書【提出書類2】

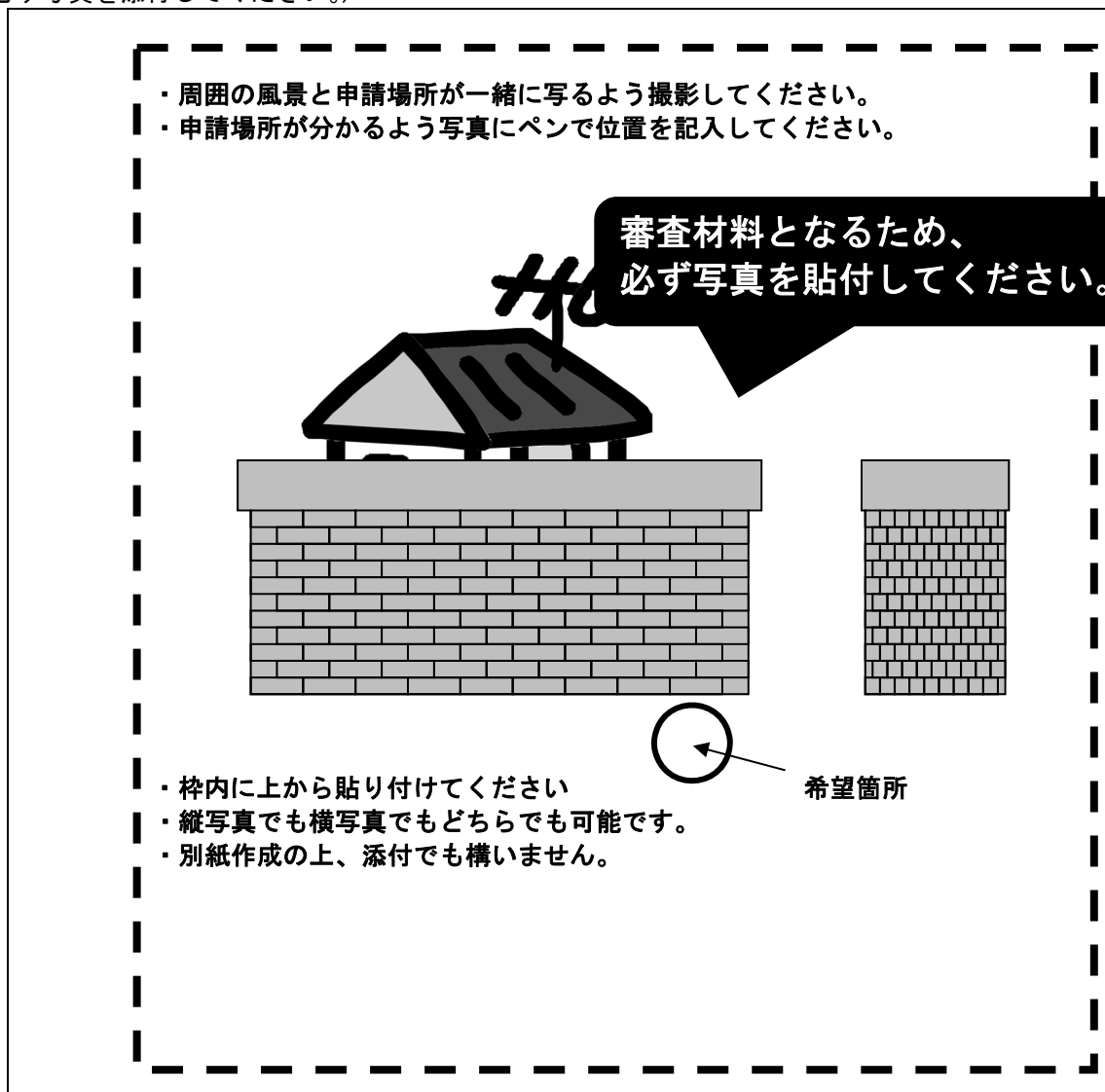
設置場所区分に「私道または私有地」に○をした場合は必ず添付してください。

4 防犯灯地図

防犯灯地図に申請場所を記入の上、必ず添付してください。

5 申請場所写真

（必ず写真を添付してください。）



◎ 提出前に必ず御確認ください。ようお願いします。

- ・この申請により設置されたLED防犯灯について、自治会町内会で日常の見守り（故障の発見、連絡及び繁茂した草木の除去等）を行っていただきます。
- ・多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所には設置できません。

【申請締切】令和5年5月31日（水）必着

【提出場所】港北区役所 地域振興課 電話番号 045-540-2235

【問合せ先】市民局 地域防犯支援課 電話番号 045-671-3709

2 鋼管ポールLED防犯灯設置承諾書【提出書類2】

自治会町内会名 ○○町内会	提出書類 2 ※市役所記入欄				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">区名</td> <td style="width: 50%;">区</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td style="text-align: center;">- - /</td> </tr> </table>	区名	区	整理番号	- - /
区名	区				
整理番号	- - /				

鋼管ポールLED防犯灯設置承諾書

記入日
令和 年 月 日

横浜市長

所有者
住所 ○○区○○町○-○
氏名 △△ △△

私の所有する次の土地内に鋼管ポールLED防犯灯を設置することについて、次の条件により、承諾します。

承諾する土地 横浜市 ○○区○○町○-○ 番地

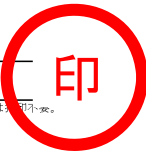
- 1 鋼管ポールLED防犯灯設置にかかる土地使用については、横浜市が行うこととします。
- 2 鋼管ポールLED防犯灯の設置については、横浜市が行うこととします。
- 3 鋼管ポールLED防犯灯設置後に撤去の必要が生じた場合は、横浜市が行うこととします。

※ボールペン等で記入してください。

自治会町内会名を記入してください。

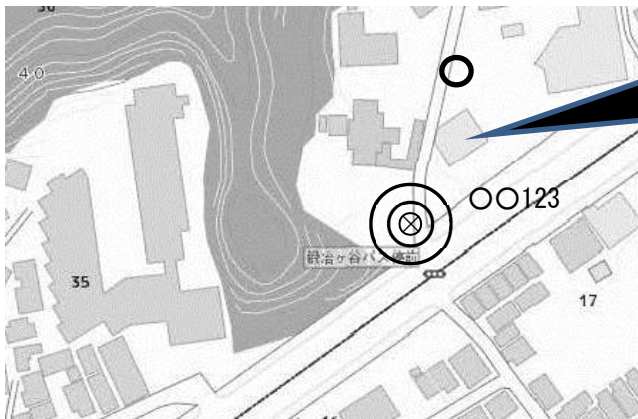
承諾書を記入した日付です。

土地の所有者が記入、押印
 ※自署した場合は押印を省略できます。
 ※押印は、スタンプ印は無効です。



設置を行う土地の住所を記入してください。なお住所は、「鋼管ポールLED防犯灯設置申請書」で記入した住所と同様となります。

3 「防犯灯地図」の記入方法



引き込み柱に◎（二重マル）をつけ、新設する場所に○（マル）を記入してください。

※この地図は防犯灯の申請以外の目的で使用することはできません。ご注意ください。この地図には、NTTのみが使用しているNTT単独柱は記載されていません

3 防犯灯設置承諾書【提出書類2】

「私道または私有地」に○をした場合は必ず添付してください。公道上への申請の場合は不要です。

4 防犯灯地図

防犯灯地図に申請場所を記入の上、必ず添付してください。

5 申請場所写真

(設置場所を特定し、誤設置を防止するため、写真添付をお願いします。)

- ・ 枠内に上から貼り付けてください。
- ・ 縦写真でも横写真でもどちらでも構いません。
- ・ 別紙に添付したものでも構いません。



- ・ 周囲の風景と申請対象と一緒に写るように撮影してください。
- ・ 「電柱へLED防犯灯を新設」する場合は電柱の根元が見えるように撮影してください。

◎ 提出前に必ず御確認ください。ようお願いします。

- ・ この申請により設置されたLED防犯灯について、自治会町内会で日常の見守り（故障の発見、連絡及び繁茂した草木の除去等）を行っていただきます。
- ・ 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所には設置できません。

【申請締切】令和5年5月31日（水）必着でお願いします。

【提出場所】港北区役所 地域振興課 電話番号 045-540-2235

【問合せ先】市民局 地域防犯支援課 電話番号 045-671-3709

自治会町内会名

提出書類 2	
※区役所記入欄	
区名	港北区
整理番号	- - /

防犯灯設置承諾書

記入日

年 月 日

横浜市長

所有者

住所

氏名

㊞

スタンプ印不可です。自署の場合は押印不要。

私の所有する次の土地内にある電柱に防犯灯を設置することについて、承諾します。

承諾する土地

承諾する柱

東電柱 ・ N T T 柱

※ボールペン等で記入してください。

※土地所有者が法人の場合は、法人住所、法人名、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印してください。

提出書類 1	
※区役所記入欄	
区名	港北区
整理番号	- - /

令和5年度鋼管ポールLED防犯灯新設申請書

記入日

令和5年 月 日

横浜市長

自治会町内会名：

代表者住所：横浜市 港北区

代表者氏名：

代表者電話番号：

連絡者氏名：

連絡者電話番号：

優先順位	位
------	---

1 鋼管ポールLED防犯灯の設置について、次のとおり申請します。

(1) 申請内容

(該当するものを○で囲み、住所、引き込み電柱番号を記入してください。)

住所	区
設置場所区分	公道上 . 私道 または私有地
引き込み電柱番号	

(2) 状況 (該当する欄に○をつけてください。複数記入可。)

チェック欄	項目
	周囲に屋外照明灯が無い
	周囲に防犯灯を設置できる電柱が無い
	その他 (具体的に記入してください) 理由 _____

2 申請に当たっての必要書類の確認 (確認したうえ○をつけてください。)

チェック欄	項目
	区連会資料、新設申請の手引き及び令和5年度新設工事について (お知らせ) の内容を確認しています。

申請1か所につき、
申請書を一式御提出ください。
ボールペン等で記入してください。



裏面有

3 鋼管ポールLED防犯灯設置承諾書【提出書類2】

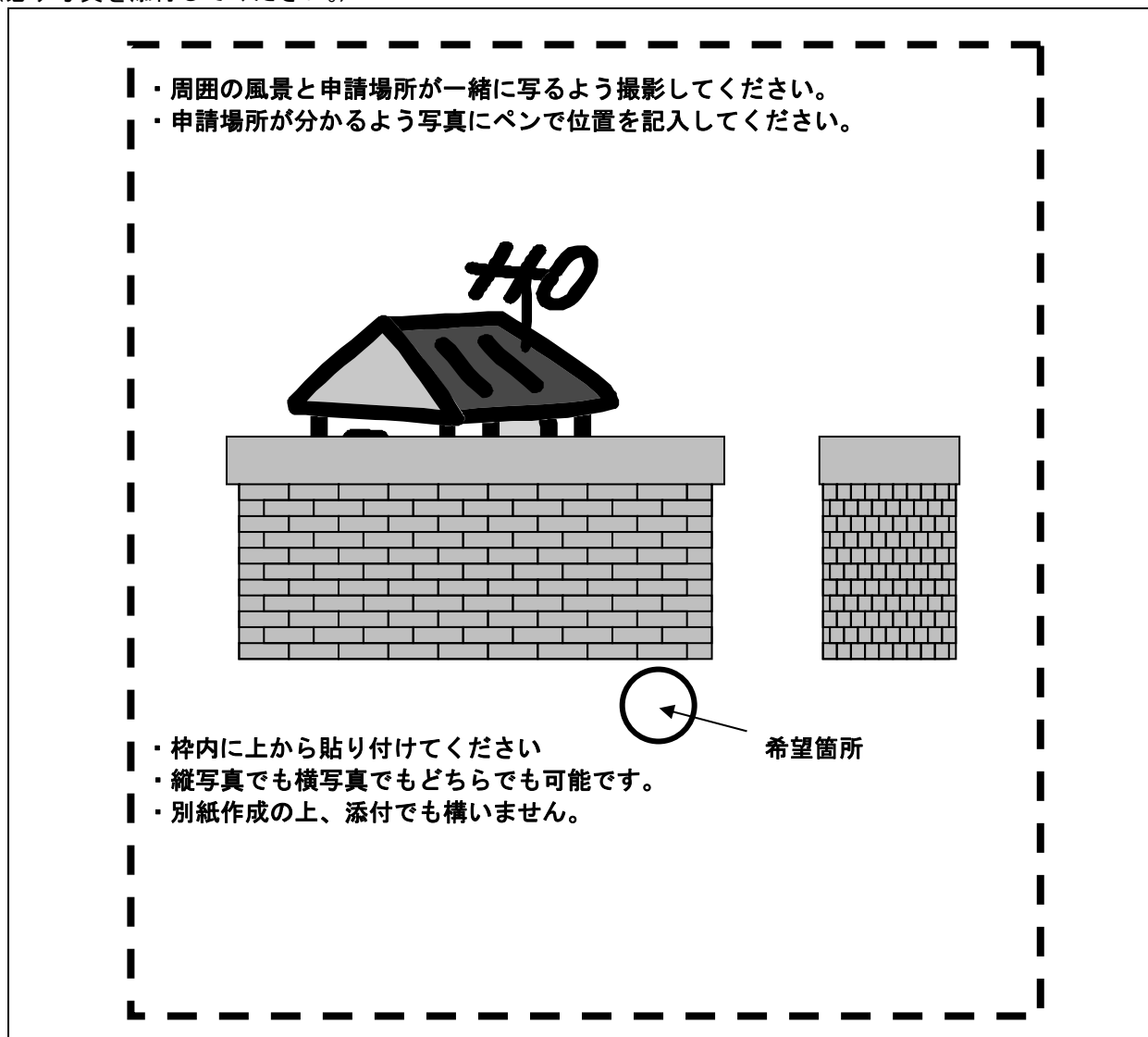
設置場所区分に「私道または私有地」に○をした場合は必ず添付してください。

4 防犯灯地図

防犯灯地図に申請場所を記入の上、必ず添付してください。

5 申請場所写真

(必ず写真を添付してください。)



◎ 提出前に必ず御確認くださいようお願いします。

- ・ この申請により設置されたLED防犯灯について、自治会町内会で日常の見守り（故障の発見、連絡及び繁茂した草木の除去等）を行っていただきます。
- ・ 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路など、特定の人しか利用しない場所には設置できません。

【申請締切】令和5年5月31日（水）必着

【提出場所】港北区役所 地域振興課 電話番号 045-540-2235

【問合せ先】市民局 地域防犯支援課 電話番号 045-671-3709

自治会町内会名

提出書類 2	
※区役所記入欄	
区名	港北区
整理番号	- - /

鋼管ポールLED防犯灯設置承諾書

記入日

年 月 日

横浜市長

所有者

住所

氏名

㊞

スタンプ印不可です。自署の場合は押印不要。

私の所有する次の土地内に鋼管ポールLED防犯灯を設置することについて、次の条件により、承諾します。

承諾する土地 横浜市 番地

- 1 鋼管ポールLED防犯灯設置にかかる土地使用については、無償とします。
- 2 鋼管ポールLED防犯灯の設置については、横浜市が行うこととします。
- 3 鋼管ポールLED防犯灯設置後に撤去の必要が生じた場合は、横浜市が行うこととします。

※ボールペン等で記入してください。